

町内会加入促進 & 活性化のための

ヒント集

We love Saekiku!

私達は、佐伯区が好きです!

広島市全体、佐伯区全体でも、町内会への加入率が減少し続けています。

町内会は、地域を代表する、無くてはならない組織です。いつ起こるかもしれない大型災害、

さらには高齢化社会などへの対応は、町内会だからこそ取り組めるものです。

町内会を元気にしましょう。町内会への加入者を増やしましょう。縁あって住んでいる地域です。

みんなで協力して、もっと安心、もっと安全な、そして住みよい地域にしましょう。

もっと町内会を元気にするための「ヒント集」を作りました。きっと役立ちます。

このヒント集がきっかけとなり、役員が元気になり、地域が活性化し、そして町内会への加入が増え、地域の人たちの町内会への関心がますます高まりますことを心から、祈念いたします。



龍頭の滝

湯来温泉

湯来ロッジ

湯の山しだれ桜

津久根島

造幣局 広島支局
花のまわりみち

石ヶ谷峡

広島市植物公園

平成25年(2013年)8月吉日

発行：町内会加入促進・活性化によるまちづくりの会

協力：佐伯区まちづくり百人委員会 町内会部会・佐伯区町内会連合会

後援：佐伯区役所

※平成25年度 区の魅力と活力向上推進事業補助金交付事業

町内会加入促進・町内会活性化のヒントとなるものを集めました。
新規加入者対応として、退会者阻止として、町内会の活性化策として、
参考になるものがあると思います。町内会でできるものを何か一つでも
良いので、役員で話し合っ、□の中に、出来るものをチェックしてみてください。

新規加入者対応として

- 1 【加入促進チラシ】
町内会加入チラシを作成し、未加入世帯を訪問し、手渡し配布をする。
- 2 【加入率の公表】
町内会の加入率を公表し、年間加入目標を、総会に提案する。
- 3 【加入促進月間】
町内会に「加入促進月間」をもうけ、役員全員で未加入世帯の勧誘を行う。
- 4 【加入要請袋】
町内会加入要請の対応として、必要な書類は封筒に入れて準備しておく。
- 5 【町内会情報の配布体制】
町内会未加入世帯にも、町内会の情報を配布するしくみをつくる。
- 6 【町内会会費の減額】
町内会会費を安くすることにより、全世帯加入をめざす。
- 7 【賃貸住宅対応】
賃貸住宅のオーナーに、未加入世帯の町内会加入への協力をお願いする。
- 8 【不動産業者対応】
住宅を管理する不動産業者に、町内会への加入協力をお願いする。
- 9 【町内会に入りましょう幟】
「町内会に入りましょう」と書いた幟を作り、この幟を有効に活用する。
- 10 【イベントでの加入促進】
イベントを行う時には、町内会加入受付コーナーを設置し、加入を受け付ける。
- 11 【冠イベント】
町内会行事では、「町内会加入促進〇〇大会」というような冠をつけて実施をする。
- 12 【ごみステーションに掲示板】
ごみステーションに、ミニミニ掲示板を設置し、町内会加入を訴える。
- 13 【加入促進看板】
掲示板等に、「町内会に入りましょう」の看板かステッカーを取り付ける。



退会者阻止として

14 【総会の後に懇親会を】

町内会総会の終了後、懇親会を開催し、会員の親睦を深めるように努める。

15 【会員シール】

町内会会員の家に、町内会会員シールを貼り、会員を明示する。

16 【資源ごみ回収】

町内会独自の資源ごみ回収を推進し、会員の連帯感を強める。

17 【回覧板手渡し】

回覧板は、ひと声かけて手渡しをすることを徹底し、コミュニケーションをはかる。

18 【班長の固定化】

班長の輪番制をやめ、班長は固定化し、役員が回ってくるという心配を無くしていく。

19 【定年制の導入】

町内会役員は、満75歳までとする定年制を導入する。

20 【高齢者の役員免除】

高齢者世帯（80歳世帯以上）は、町内会役員を免除できる制度をつくる。

21 【町内会員名簿】

町内会員名簿を作って、加入者全員に配布をし、会員の連帯感を深める。

22 【町内会だより】

町内会だよりを定期的に発行し、会員の動向（加入）等を掲載する。

23 【班親睦助成金】

班親睦助成金制度をつくり、班内のコミュニケーションの広がりを応援する。

24 【班だよりの発行】

班内で、「向こう三軒両隣」通信のような、ミニチラシを発行するような体制をつくる。

25 【ラジオ体操】

町内会か又は班単位で、「ラジオ体操」をすすめ、全員で行う健康づくりを提唱する。

26 【町内会川柳】

町内会をテーマとした川柳を公募し、町内会に対する会員の意識の高揚をはかる。
例えば、「助け合い みんなで築く 近所の輪」「町内会 地域を守る 守護神だ」
「通学路 そっと支える 町の人」のように、五七五調で作る。

27 【ごみステーションに利用者名を】

ごみステーションに、「利用者の氏名」を掃除当番者名として張り出す。



28 【お祝い金制度】

還暦などのふしめの時に、町内会からお祝いをする制度をつくる。

29 【趣味のサークルの育成】

町内会の中に、趣味のサークルを育てる。

町内会の活性化策として

30 【ガレージセール】

町内会単位で、ガレージセールを推進する。

31 【花一杯運動】

町内会の花を決め、苗木等の助成制度をつくり、町内の花一杯運動を推進する。

32 【花見会の開催】

花見の時期には、町内会や班で、「花見会」を開催し会員の一層の親睦を深める。

33 【農業体験企画】

町内会が農家と契約し、「植えつけ」や「収穫」等を体験する行事を企画する。

34 【果物オーナー】

町内会が農園と契約し、「もぎとり」を楽しむレクリエーション行事をおこなう。

35 【休耕田の活用】

休耕田を活用し、町内会「子ども農園」として子どもと一緒に野菜等を作る。

36 【記念樹を植栽】

地域の公園や緑地に、子どもの名前を付けた樹木を記念樹として植える取組をする。

37 【空き店舗活用】

空き店舗を活用し、住民が立ち寄れる「町内会サロン」をつくる。

38 【スーパー活用】

スーパーの空きスペースに、掲示板等を設置し、地域の情報を発信する。

39 【防災訓練】

町内会で、全員参加の「ミニ防災訓練」を実施する。

40 【市政出前講座】

市が行う無料の出前講座を活用し、地域住民の学習機会を積極的に設ける。



41 □ **【広告塔の設置】**

「町内会加入100%をめざします」等の広告塔を、町内に設置をする。

42 □ **【ホームページ】**

町内会のホームページを立ち上げ、町内会の情報を幅広く伝える努力をする。

43 □ **【単独町内会の設立】**

町内の大規模集合住宅（50世帯以上）は、単独町内会への移行をすすめる。

44 □ **【ごみ出し挨拶運動】**

ごみ出しの時間帯を決め、「ごみステーション挨拶運動」を展開する。

45 □ **【役員ユニフォーム】**

町内会役員が、町内会行事の時に着用する「ユニフォーム」をそろえる。

46 □ **【自販機で財源確保】**

財源確保の一つの方法として、見守り対応の自動販売機を町内に設置する。

47 □ **【子ども担当役員を】**

町内会に子ども担当役員を置き、地域で子どもを育てるという環境づくりを推進する。

48 □ **【一斉メールシステムの導入】**

一斉に情報を発信するメールシステムを導入し、タイムリーな情報を発信する。

49 □ **【町内会長の資質向上】**

積極的に、皆さんのお世話が出来る人を、「町内会長」に選出する。

50 □ **【 】**

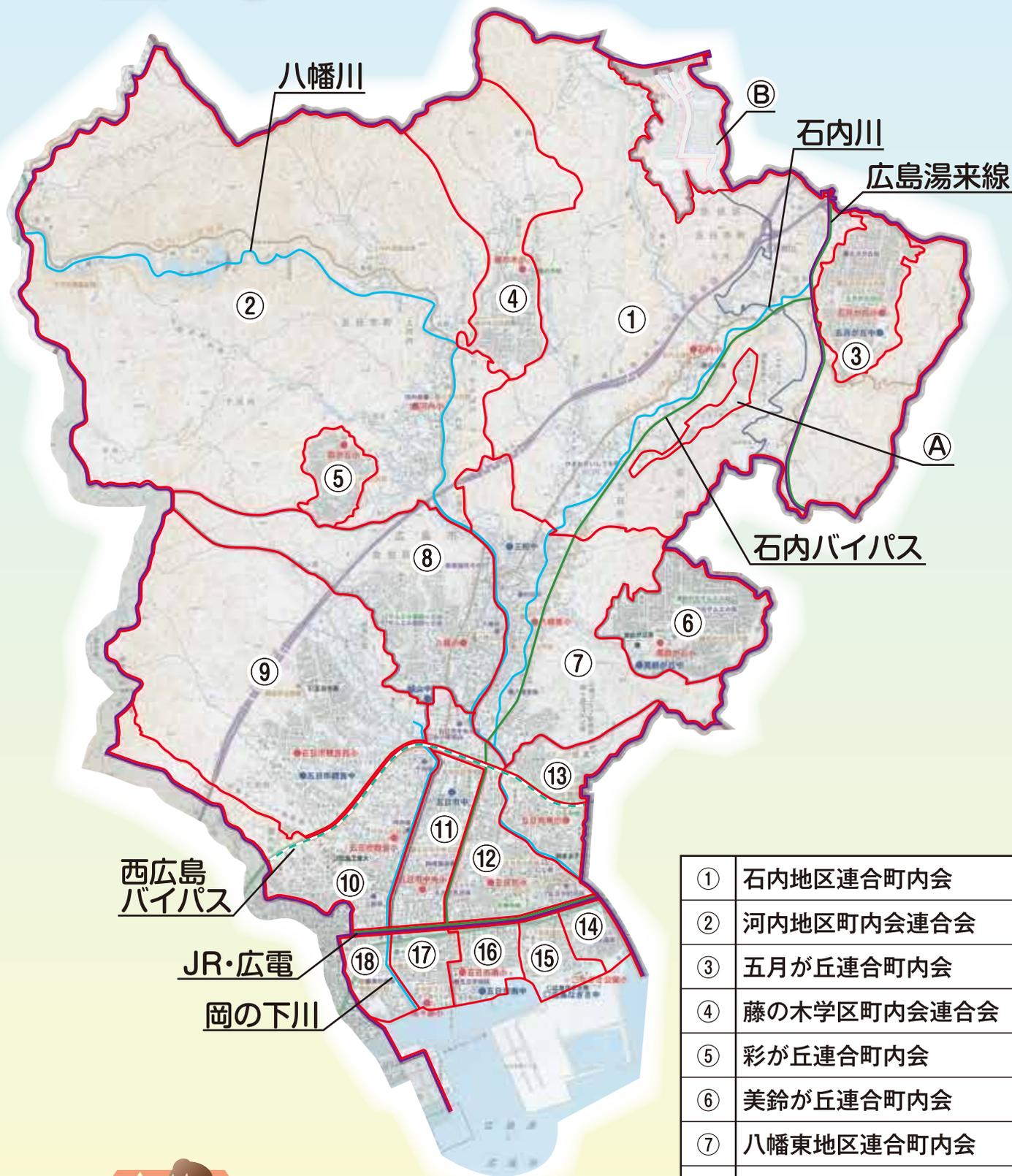
最後に、あなたのアイデアを書いてもらおうと、このヒント集は完成です。



アイディアを提供して下さい。

連絡先 広島市佐伯区役所 地域起こし推進課
〒731-5195 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
TEL(082)943-9705 FAX(082)923-5098

五日市



①	石内地区連合町内会
②	河内地区町内会連合会
③	五月が丘連合町内会
④	藤の木学区町内会連合会
⑤	彩が丘連合町内会
⑥	美鈴が丘連合町内会
⑦	八幡東地区連合町内会
⑧	八幡学区町内会連合会
⑨	観音西地区町内会連合会
⑩	観音地区町内会連合会
⑪	五日市中央学区町内会連合会
⑫	五日市学区町内会連合会
⑬	五日市東学区まちづくり推進協議会
⑭	吉見園・藤垂園地区町内会連合会
⑮	五日市南学区町内会連合会
⑯	海老園地区町内会連合会
⑰	楽々園町内会連合会
⑱	隅の浜・美の里町内会連合会
Ⓐ	石内南地区
Ⓑ	石内北地区



湯来



湯来温泉



湯の山温泉

佐伯区役所
湯来出張所

①⑨ 上水内地区町内会連合会

②⑩ 水内地区町内会連合会

②⑪ 砂谷地区町内会連合会





平成25年3月末

佐伯区町内会加入率(概要)



番号	名称	町内会 加入世帯 A	世帯数 (住民基本台帳) B	町内会 加入率 C=A/B	備考
①	石内地区連合町内会	516	897	57.5%	
②	河内地区町内会連合会	1,197	1,688	70.9%	
③	五月が丘連合町内会	2,225	2,907	76.5%	
④	藤の木学区町内会連合会	1,400	1,823	76.8%	
⑤	彩が丘連合町内会	1,162	1,403	82.8%	
⑥	美鈴が丘連合町内会	3,562	4,068	87.6%	
⑦	八幡東地区連合町内会	2,000	3,552	56.3%	
⑧	八幡学区町内会連合会	3,450	4,920	70.1%	
⑨	観音西地区町内会連合会	2,482	3,176	78.1%	
⑩	観音地区町内会連合会	3,529	5,463	64.6%	
⑪	五日市中央学区町内会連合会	2,310	4,531	51.0%	
⑫	五日市学区町内会連合会	3,248	6,199	52.4%	
⑬	五日市東学区まちづくり推進協議会	2,275	3,391	67.1%	
⑭	吉見園・藤垂園地区町内会連合会	825	1,284	64.3%	
⑮	五日市南学区町内会連合会	700	1,637	42.8%	
⑯	海老園地区町内会連合会	1,354	2,189	61.9%	
⑰	楽々園町内会連合会	1,397	2,191	63.8%	
⑱	隅の浜・美の里町内会連合会	1,294	2,226	58.1%	
⑲	上水内地区町内会連合会	333	338	98.5%	
⑳	水内地区町内会連合会	552	653	79.9%	
㉑	砂谷地区町内会連合会	1,636	2,054	79.6%	
	計	37,417	56,590	66.1%	

①	石内南地区	556	639	87.0%	
②	石内北地区	0	19	0.0%	
	計	556	658	84.5%	

	合計	37,973	57,248	66.3%	
--	----	--------	--------	-------	--

留意点

- 町内会加入世帯 A は、各町内会連合会から報告された数字です。
- 世帯数 B は、住民基本台帳に登録されている町丁目の数字です。
- 町内会加入率 C は、単純に A を B で割った数値です。
- 町内会加入率の誤差について
 - ①老人ホームや学生寮など、1 施設 1 世帯としている場合があります。
 - ②実態は 1 世帯なのに、住民基本台帳では 2 世帯と登録している場合があります。
 - ③町内会連合会の区域と、町丁目の区域が一致していないところもあるようです。
 - ④以上のように、加入率の分母や分子の数が、実態とは異なっている場合があります。
- 「石内南地区」及び「石内北地区」は、佐伯区連合町内会に所属していません。

